

静岡市規則第23号

静岡市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則をここに制定する。

令和17年3月28日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ施設予約システムの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ施設 本市が管理するスポーツ施設のうち、市長が指定する施設をいう。
- (2) スポーツ施設予約システム インターネット又は専用端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機をいう。以下同じ。）を利用して、次条各号に掲げるサービスを受けることができるシステムをいう。

(サービスの利用)

第3条 スポーツ施設予約システムを利用して受けることができるサービスは、次に掲げるサービスとする。

- (1) スポーツ施設の利用の予約等を行うこと。
- (2) スポーツ施設の利用に係る申請書を自動的に作成すること。

(利用者登録)

第4条 スポーツ施設予約システムを利用しようとする者は、あらかじめ、その利用に関し市長の登録を受けなければならない。

- 2 スポーツ施設予約システムの利用の登録（以下「利用者登録」という。）の区分は、個人登録（個人がスポーツ施設を利用するための登録をいう。以下同じ。）及び団体登録（団体がスポーツ施設を利用するための登録をいう。以下同じ。）とする。
- 3 利用者登録の有効期限は、利用者登録をした日から3年を経過する日とする。

(利用者登録の資格)

第5条 利用者登録を受けることができる者は、次の各号に掲げる利用者登録の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 個人登録 市内に居住し、通学し、又は通勤する年齢12歳以上である者（小学生及びこれに準ずる者を除く。）

(2) 団体登録 次のいずれかに該当する団体の代表者

ア 構成員の過半数及び代表者が、個人登録の要件を満たし、かつ、年齢15歳以上である者（中学生及びこれに準ずる者を除く。）である団体

イ 構成員の過半数が市内に居住し、通学し、又は通園し、かつ、その代表者が成人であって個人登録の要件を満たしている者である団体

(利用者登録の申請)

第6条 個人登録の申請をしようとする者は、静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録申請書（様式第1号。以下「利用者登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 団体登録の申請をしようとする者は、利用者登録申請書に団体登録名簿（様式第2号）を添付して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により利用者登録の申請をしようとする者は、その申請に当たり、4桁の算用数字による暗証番号（以下「暗証番号」という。）を市長に届け出なければならない。

(本人確認等)

第7条 市長は、前条に規定する利用者登録の申請があったときは、当該申請をした者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認を、次の各号に掲げる文書のいずれかを提示させ、又は提出させることにより行うものとする。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書

(2) 顔写真の貼り付けられた民間機関の発行した身分証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの

(登録書等の交付)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請をした者をスポーツ施設予約システムが利用できる者として登録する。

2 市長は、前項の規定により登録を受けた者に静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録書（様式第3号。以下「登録書」という。）及び静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録カード（様式第4号。以下「利用者登録カード」という。）を交付するものとする。

(登録者番号)

第9条 市長は、利用者登録を受けた者（以下「登録者」という。）に利用者登録を受けた者であることを示すための登録番号（以下「登録者番号」という。）を付与するものとする。

(利用者登録事項の変更)

第10条 登録者は、利用者登録を受けた事項に変更が生じたときは、速やかに利用者登録申請書及び団体登録名簿（団体登録名簿の内容に変更があった場合に限る。）に利用者登録カードを添えて、市長に利用者登録した事項の変更の申請をしなければならない。

2 第7条の規定は、前項の規定による申請があった場合における当該申請をした者が本人であること等の確認について準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、利用者登録した事項の変更をし、同項の申請をした登録者に登録書を交付するものとする。

(利用者登録カードの再交付)

第11条 登録者は、利用者登録カードを著しく汚染し、又は損傷したときは、利用者登録申請書に利用者登録カードを添えて、市長に利用者登録カードの再交付を申請することができる。この場合において、市長が登録されている利用者登録カードであることを確認することができないときは、次条の規定を準用する。

2 第7条の規定は、前項の規定による申請があった場合における当該申請をした者が本人であること等の確認について準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、同項の申請をした登録者に利用者登録カードを再交付するとともに、登録書を交付するものとする。

(利用者登録カードの亡失)

第12条 登録者は、利用者登録カードを亡失したときは、静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録カード亡失届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 利用者登録カードを亡失した登録者が、利用者登録カードの再交付を希望するときは、利用者登録申請書を市長に提出しなければならない。

3 第7条の規定は、前項の規定による申請があった場合における当該申請をした者が本人であること等の確認について準用する。

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、同項の申請をした登録者に利用者登録カードを再交付するとともに、登録書を交付するものとする。

(有効期限の特例)

第13条 第10条第3項の規定により利用者登録した事項を変更し、又は第11条第3項若しくは

前条第4項の規定により利用者登録カードを再交付したときの利用者登録の有効期限は、第4条第3項の規定にかかわらず、当該変更等をした日から3年を経過する日とする。

(利用者登録の更新)

第14条 登録者は、利用者登録を更新することができる。

- 2 利用者登録を更新しようとする登録者は、利用者登録の有効期限が到来する日までに、個人利用にあつては利用者登録申請書に利用者登録カードを、団体利用にあつては利用者登録申請書に団体登録名簿及び利用者登録カードを添付して、市長に申請しなければならない。
- 3 第7条の規定は、前項の規定による申請があつた場合における当該申請をした者が本人であること等の確認について準用する。

(利用者登録の廃止)

第15条 登録者は、利用者登録を廃止しようとするときは、静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録廃止届(様式第6号)に利用者登録カードを添付して、市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第16条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者登録を抹消することができる。

(1) 前条の規定により、市長に利用者登録の廃止の届出をしたとき。

(2) 偽りその他不正な手段により利用者登録を受けたとき。

(3) この規則の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録者として不適當であると認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定(第1号を除く。)により利用者登録を抹消したときは、速やかにその旨を登録者に通知しなければならない。

- 3 前項の規定により利用者登録の抹消の通知を受けた登録者は、直ちに利用者登録カードを市長に返還しなければならない。

(利用者登録カードの譲渡等の禁止)

第17条 登録者は、利用者登録カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(スポーツ施設予約システムの利用等)

第18条 登録者は、インターネットを利用し、登録者番号、暗証番号その他必要な事項を入力することにより、又は専用端末機に利用者登録カードを使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、第3条第1号のサービスを受けることができる。

- 2 登録者は、スポーツ施設の利用の予約の変更又は取消しの必要が生じたときは、速やかに、

前項の規定の例によりスポーツ施設の利用の予約の変更又は取消しを行わなければならない。

- 3 登録者は、故意にスポーツ施設予約システムの管理又は運営に支障を来たすおそれがあるスポーツ施設予約システムの利用をしてはならない。
- 4 市長は、前項に規定するスポーツ施設予約システムの利用があると認めるときは、あらかじめ当該利用に係る登録者に通知することにより、期間を定め、当該登録者によるスポーツ施設予約システムの利用の全部又は一部を停止し、又は制限することができる。
- 5 登録者は、スポーツ施設予約システムによりスポーツ施設の利用の予約をしたときは、当該施設の利用の申請の際に、利用者登録カードを提出することにより、第3条第2号のサービスを受けることができる。

(スポーツ施設予約システムの一時停止)

第19条 市長は、スポーツ施設予約システムの管理上必要があると認めるときは、スポーツ施設予約システムの利用を停止することができる。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、スポーツ施設予約システムの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

登録者番号

静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録申請書

申請日： 年 月 日

（宛先）静岡市長
次のとおりスポーツ施設予約システムの利用者登録を申請します。
※太枠内を記入してください。

登録区分		新規登録	申請情報変更	カード再交付	有効期限更新
個人・団体区分					
団体・個人登録者に 関する情報	フリガナ				
	団体名				
	個人登録者名				
	住所				
	電話番号				
	メールアドレス				
	勤務先（在学先）		電話番号		
	生年月日		性別		
団体代表者に 関する情報	団体代表者名				
	住所				
	電話番号				
団体担当者 に関する情報	団体担当者名				
	住所				
	電話番号				
整理区分				暗証番号	
有効期限					

●団体登録の場合に記入してください。
団体構成について記入してください。

団体構成人数	人	市内	人	市外	人
		大人	人	小人	人

※ 大人とは、一般社会人、大学又は高等学校（これに準ずる学校を含む。）の学生又は生徒のことで、小人とは、これら以外の人をいいます。

主な利用種目	
--------	--

●ご注意

本人確認	免許証 学生証 その他 ()	保険証	発行場所		No.	
------	--------------------------	-----	------	--	-----	--

登録者番号：

申請日： 年 月 日

番号	構成員情報						
	氏名		住所	〒			
	電話番号		生年月日		登録区分		
	氏名		住所	〒			
	電話番号		生年月日		登録区分		
	氏名		住所	〒			
	電話番号		生年月日		登録区分		
	氏名		住所	〒			
	電話番号		生年月日		登録区分		
	氏名		住所	〒			
	電話番号		生年月日		登録区分		
	氏名		住所	〒			
	電話番号		生年月日		登録区分		
	氏名		住所	〒			
	電話番号		生年月日		登録区分		
	氏名		住所	〒			
	電話番号		生年月日		登録区分		
	氏名		住所	〒			
	電話番号		生年月日		登録区分		
	氏名		住所	〒			
	電話番号		生年月日		登録区分		
	氏名		住所	〒			
	電話番号		生年月日		登録区分		
	氏名		住所	〒			
	電話番号		生年月日		登録区分		
	氏名		住所	〒			
	電話番号		生年月日		登録区分		
	氏名		住所	〒			
	電話番号		生年月日		登録区分		
	氏名		住所	〒			
	電話番号		生年月日		登録区分		

様式第3号（第8条、第10条、第11条、第12条関係）
静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録書

登録完了日： 年 月 日

次のとおりスポーツ施設予約システムに利用者登録をします。

静岡市長 氏 名

登録区分		新規登録		申請情報変更		カード再交付		有効期限更新	
登録者番号									
個人・団体区分						カード区分			
団体・個人登録者に 関する情報	フリガナ								
	団体名								
	個人登録者名								
	住所								
	電話番号								
	メールアドレス								
	勤務先（在学先）					電話番号			
	生年月日					性別			
団体代表者に 関する情報	団体代表者名								
	住所								
	電話番号								
団体担当者に 関する情報	団体担当者名								
	住所								
	電話番号								
整理区分						暗証番号			
有効期限									

●団体登録の場合

団体構成人数	人	うち	市内	人	市外	人
			大人	人	小人	人

主な利用種目	
--------	--

●ご注意

--

様式第4号（第8条関係）

（表）

静岡市

静岡市スポーツ施設予約システム

あおいカード

（裏）

利用者登録カード

有効期限 年 月 日

団体名／氏名	
代表者名	
整理区分	

- このカードにより静岡市内のスポーツ施設の予約ができます。
- このカードは、登録された本人・団体代表者だけが使用できます。
- 関係施設等の条例、規則を遵守してください。
- このカードについて、紛失、盗難その他の事故が発生した場合又は登録事項の変更があった場合は、速やかに下記へ御連絡ください。

連絡先

静岡市役所

バーコード

様式第 5 号（第12条関係）

静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録カード亡失届

年 月 日

（宛先） 静岡市長

静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録カードを亡失したので、静岡市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

氏名	
住所	
電話番号	

（注）

- 1 届出日と枠内の必要事項を記入してください。
- 2 団体登録の場合には、氏名欄に団体名及び代表者氏名を、住所欄に代表者住所を、電話番号欄に代表者電話番号を記入してください。
- 3 静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録カードの再交付を希望するときは、併せて再交付の手続きが必要となります。

様式第6号（第15条関係）

静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録廃止届

年 月 日

（宛先）静岡市長

スポーツ施設予約システムの利用者登録を廃止したいので、静岡市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

氏名	
住所	
電話番号	

（注）

- 1 届出日と枠内の必要事項を記入してください。
- 2 団体登録の場合には、氏名欄に団体名及び代表者氏名を、住所欄に代表者住所を、電話番号欄に代表者電話番号を記入してください。
- 3 静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録カードを添付してください。
- 4 この静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録廃止届が提出されると、利用者登録は抹消されますので、以後、スポーツ施設予約システムを利用するときは、改めて利用者登録の手続が必要となります。